

お知らせ

記者発表資料

令和6年1月10日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、九州支社長が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社久米設計 東京都江東区潮見2丁目1番22号

2. 指名停止措置期間

令和6年1月10日 ～ 令和6年2月9日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者の九州支社長は、宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事における設計業務の入札をめぐり、令和5年11月16日、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第8号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から  2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長 原田 明典（内線2511）

◎総務部 専門調査官 岡崎 晴好（内線2514）

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官 池尻 泰人（内線130）

◎総務部 経理調達課 課長補佐 小磯 政敏（内線132）